小杉南地域包括支援センター運営規程

社会福祉法人小杉福祉会
小杉南地域包括支援センター

（趣旨）
第１条　この規程は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 に規定する射水市小杉南地域包括支援センター（以下「センター」という）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）
第２条　社会福祉法人小杉福祉会は、法第 115 条の 47 の規定により射水市から委託を受け、包括的支援事業の実施を行うものとする。

（センターの基本機能）
第３条　センターは、地域の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の基本機能を担うものとする。
(1) 介護保険の第１号被保険者（以下「被保険者」という。）が要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。
(2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保険医療公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保険及び福祉の向上並びに医療との連携を図るための総合的な支援を行うこと。
(3) 被保険者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行うこと。
(4) 介護支援専門員に対する日常的個別指導並びに支援困難事例等への指導及び助言を行うこと。
(5) 包括的かつ継続的なケア体制の構築及び地域における介護支援専門員等のネットワーク形成のため必要な支援を行うこと。
(6) 保険者が地域において自立した日常生活を営むための介護支援事業を行うこと。
２　法第 115 条の 23 に規定する指定介護予防事業所を設定し、指定介護予防支援事業を実施すること。

（地域包括的支援ネットワークの構築）
第４条　センターは、前条に規定する基本機能を担うための事業を効果的に行うため、地域の高齢者、その家族、医療機関、介護保険サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等その他関係機関と連携し、被保険者に対する支援を行う。
２　センターは、前条に規定する基本機能を総合的に実施するため、地域包括ケア会議を設けることができる。
３　センターは、前条第１項の業務を円滑に行うため、地域包括センター協力機関を設けることができる。

（運営の方針）
第５条　センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。
２　センターは、事業の実施にあたっては、できる限り被保険者が要介護状態になることを防ぐため、介護予防サービスを適切に確保できるようその調整に努める。
３　センターは、事業の実施にあたっては、被保険者が要介護者になってもニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。
４　センターは、事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

（職員の職種及び員数）
第６条　センターの常勤の専門職員の職種及び員数は次のとおりとする。
(1) 保健師又は経験ある看護師１名以上
(2) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事１名以上
(3) 主任介護支援専門員１名以上
２　センターには、非常勤職員を若干名置くことができる。

（営業日及び営業時間）
第７条　センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（1）営業日　月曜日から金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。）
（2）営業時間　午前８時 30 分から午後５時 30 分まで

（地域包括支援センター運営協議会との協議）
第８条　センターは、次の事項について、射水市地域包括支援センター運営協議会との協議を踏まえてセンターの公正・中立性の確保を行う。

（指定介護予防支援事業の提供方法、及び内容利用料その他の費用の額等）
第９条　指定介護予防支援事業の提供方法、及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、指定介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年公正労働省告示第 129 号）に定める基準により算定した額とする。
（1）指定介護予防支援事業の提供は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法（平成 18 年厚生労働省令第 37 号第４章の規定）に従って実施する。
（2）担当職員が利用者の相談を受ける場所は、センター内又は利用者の自宅とする。
（3）利用者の指定介護予防支援の提供について協議するため、利用者、担当職員その他関係者が出席するサービス担当者会議を行うものとする。この場合における会議の実施方法は、次のとおりとする。
ア　開催場所はセンター内、サービス事業所内、利用者の自宅又は医療機関とする。
イ　サービス担当者会議においては、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
（4）担当職員は、次に定めるところにより、利用者の実績を把握するものとする。
ア　指定介護予防支援の提供開始月、提供開始月の翌月から起算して３月に１回、サービスの評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があった時に利用者の居宅を訪問する。
イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業者を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
（5）少なくとも１月に１回モニタリングの結果を記録する。

（利用契約）
第 10 条　センターが介護予防支援にあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。
２　次条の規定により業務の委託を行う場合、前項に規定する契約も居宅介護支援事業者が行うものとする。

（業務の委託）
第 11 条　センターは、介護予防支援を行うにあたっては、介護予防サービス計画書の作成及び変更、経過観察、再評価、記録の作成及び保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（事故発生時の対応）
第 12 条　担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等への連絡及び管理者への報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（通常の事業の実施地域）
第 13 条　センターの通常の事業の実施地域は、射水市内とする。

（その他運営についての留意事項）
第 14 条　センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

（秘密の保持）
第 15 条　センターは、高齢者及びその家族に関して業務上知り得た個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。
２　センターの職員は、業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情対応）
第 16 条　センターは提供した介護予防支援に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）
第 17 条　センターは、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント（社会通念上許容される範囲を超えた過度な要求、暴言その他これに類する行為により職員の就業環境を著しく害する行為をいう。）が認められた場合、職員の安全確保を最優先に、利用者又はその家族等と協議の上、サービス提供方法の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（職場におけるハラスメントの防止及び対応）
第 18 条　センターは、職場におけるセクシャアルハラスメント及びパワーハラスメント（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する行為をいう。）の防止に努め、これらが発生した場合は組織として必要な措置を講ずるものとする。

（各種ハラスメントへの対応体制）
第 19 条　センターは、前２条の運用に必要な職員の相談体制、対応マニュアルの策定及び研修の実施等を整備するとともに、ハラスメント行為の相談及び対応に際しては相談者及び利用者のプライバシー保護に配慮し、関係機関等と連携して適切に対応するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 20 条　センターは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3) その他虐待防止のために必要な措置
２　センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者（射水市）に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等に関する事項）
第 21 条　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止に関する事項）
第 22 条　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発症し又はまん延しないように以下に掲げる措置を講じるものとする。
２　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委

員会を（テレビ電話装置でその他の情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ることとする。
３　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
４　当該指定介護予防支援事業所において、担当者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他）
第 23 条　この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和８年９月 25 日議決）
この規程は、理事会の議決の日から施行する。